

資料編

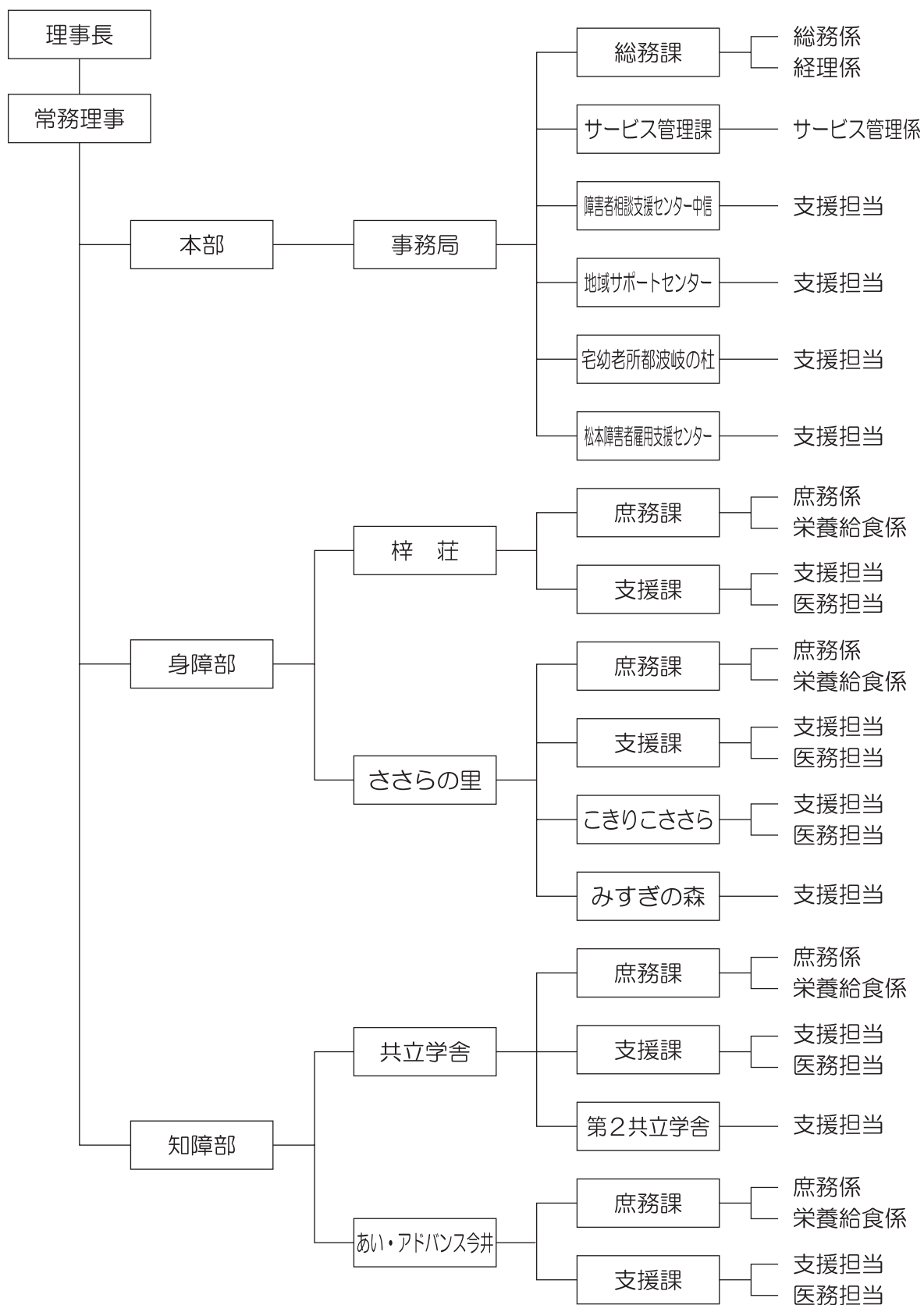
法人の概要

法人名	社会福祉法人中信社会福祉協会
設立年月日	昭和52年（1977年）7月28日
所在地	長野県松本市梓川梓2288番地3
代表者	理事長 藤牧 隆
事業内容	1 第一種社会福祉事業 障害者支援施設の経営 2 第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業の経営、障害児相談支援事業の経営、 障害福祉サービス事業の経営、特定相談支援事業の経営、 移動支援事業の受託運営及び地域活動支援センターの受託 運営
職員数	261人（2018年4月1日現在）

法人の沿革

昭和52年（1977年）7月	社会福祉法人中信社会福祉協会 法人認可
昭和53年（1978年）4月	障害者支援施設「梓荘」開設
昭和57年（1982年）4月	障害者支援施設「共立学舎」開設
昭和60年（1985年）5月	障害者支援施設「あい・アドバンス今井」 ＜昭和49年（1974年）4月開設 旧称「今井学園」＞ 松本広域連合から運営受託
平成10年（1998年）4月	障害者支援施設「あい・アドバンス今井」 松本広域連合から経営移管
平成10年（1998年）11月	障害者支援施設「ささらの里」開設 松本市通所生活介護センター及び地域活動支援センター事 業受託
平成16年（2004年）4月	グループホーム「杉のこ」開設
平成16年（2004年）6月	グループホーム「やまぶき館」開設
平成17年（2005年）7月	グループホーム「いっきゅう」開設
平成18年（2006年）6月	グループホーム「さつき」開設
平成20年（2008年）4月	グループホーム「あさがお」「西林」開設
平成21年（2009年）3月	グループホーム「やまぶき館」を「やまぶき」に名称変更・ 移設、宅幼老所「都波岐の杜」開設 就労継続支援B型事業所「第2共立学舎」開設
平成22年（2010年）10月	「障害者相談支援センター中信」開設 ＜平成16年（2004年）に事業所指定＞
平成23年（2011年）4月	「松本障害者雇用支援センター」（チャレンジ・松本） ＜平成10年（1998年）4月開設＞ 社団法人長野県雇用開発協会から経営移管
平成25年（2013年）4月	グループホーム「みすぎの森」開設
平成29年（2017年）4月	グループホーム「いっきゅう」移転新築
平成30年（2018年）4月	グループホーム「第2みすぎの森」開設

組織図



施設概要



相談支援事業所 障害者相談支援センター中信

- 1 開設年
平成 22 年（2010 年）
- 2 提供サービス等
 - ・ 指定特定相談支援事業
 - ・ 指定障害児相談支援事業
 - ・ 障害者相談支援事業
 - ・ 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局業務
- 3 所在地
長野県松本市梓川梓 2288-3



つばきのもり 宅幼老所 都波岐の杜

- 1 開設年月
平成 21 年（2009 年）3 月
- 2 提供サービス
 - ・ 通所介護サービス（定員 15 人）
 - ・ ナイトケア事業
 - ・ 入浴サービス
- 3 所在地
長野県松本市小屋南 1-43-18



就労移行支援事業所 松本障害者雇用支援センター 「チャレンジ・松本」

- 1 開設年月
平成 10 年（1998 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・ 就労移行支援事業（定員 20 人）
 - ・ 就労定着支援事業
- 3 所在地
長野県松本市寿北 7-1-37



グループホームあさがお

- 1 開設年
平成 20 年（2008 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 7 人）
- 3 所在地
長野県松本市和田 2812-3



グループホームいっきゅう

- 1 開設年
平成 17 年（2005 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 7 人）
- 3 所在地
長野県松本市梓川梓 4242-1



グループホームさつき

- 1 開設年
平成 18 年（2006 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 7 人）
- 3 所在地
長野県東筑摩郡山形村 7043-1



グループホーム杉のこ

- 1 開設年
平成 16 年（2004 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 7 人）
- 3 所在地
長野県東筑摩郡山形村 220-13



グループホーム^{せいりん}西林

- 1 開設年
平成 20 年（2008 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 7 人）
- 3 所在地
長野県松本市梓川梓 4664-2



グループホームやまぶき

- 1 開設年
平成 21 年（2009 年）
- 2 提供サービス
共同生活援助事業（定員 8 人）
- 3 所在地
長野県松本市小屋南 1-43-18



障害者支援施設 梓荘

- 1 開設年月
昭和 53 年（1978 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・生活介護事業（定員 55 人）
 - ・施設入所支援事業（定員 50 人）
 - ・短期入所事業（定員 2 人）
- 3 所在地
長野県松本市梓川梓 5055-5



障害者支援施設 共立学舎

- 1 開設年月
昭和 57 年（1982 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・生活介護事業（定員 55 人）
 - ・施設入所支援事業（定員 30 人）
 - ・短期入所事業（定員 2 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字今井 4822-1



就労継続支援B型事業所 第2共立学舎

- 1 開設年月
平成 2 年（1990 年）2 月
- 2 提供サービス
就労継続支援B型事業（定員 40 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字今井 4900



障害者支援施設 あい・アドバンス今井

- 1 開設年月
昭和 49 年（1974 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・生活介護事業（定員 60 人）
 - ・施設入所支援事業（定員 50 人）
 - ・短期入所事業（定員 4 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字今井 4870-1



障害者支援施設 ささらの里

- 1 開設年月
平成 10 年（1998 年）11 月
- 2 提供サービス
 - ・生活介護事業（定員 59 人）
 - ・施設入所支援事業（定員 50 人）
 - ・短期入所事業（定員 4 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字内田 200-1



松本市通所生活介護センター こきりこささら

- 1 開設年月
平成 10 年（1998 年）11 月
- 2 提供サービス
 - ・生活介護事業（定員 20 人）
 - ・障害者地域活動支援センター事業
- 3 所在地
長野県松本市大字内田 200-1



グループホーム みすぎの森

- 1 開設年月
平成 25 年（2013 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・共同生活援助事業（定員 7 人）
 - ・短期入所事業（定員 1 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字内田 189-1



グループホーム 第2みすぎの森

- 1 開設年月
平成 30 年（2018 年）4 月
- 2 提供サービス
 - ・共同生活援助事業（定員 7 人）
 - ・短期入所事業（定員 1 人）
- 3 所在地
長野県松本市大字内田 185

障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

（外務省パンフレットから抜粋）

1 障害者権利条約の締結

（１）障害者権利条約とは

国連総会で、「障害者権利条約」（正式名称：「障害者の権利に関する条約」）が採択されたのは、2006年12月のことです。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等について規定している、障がい者に関する初めての国際条約です。その内容は、条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広いものとなっています。

（２）“私たちのことを、私たち抜きに決めないで”

条約の起草交渉は、政府間で行われることが通例ですが、このアドホック委員会では、障がい者団体は傍聴できるだけでなく、発言する機会も設けられました。それは、障がい者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」に表れている、障がい者が自身に関わる問題に主体的に関与するとの考え方を反映し、名実ともに障がい者のための条約を作成しようという、国際社会の総意の表れでした。2006年12月13日、障害者権利条約が国連総会で採択されました。2008年5月3日、障害者権利条約は、効力発生の要件が整い発効しました。

（３）“締結の前に、国内法の整備を”

日本は、障害者権利条約が採択された翌年の2007年9月28日に条約に署名しました。一方、条約の締結（批准）については、国内の障がい当事者等から、条約の締結に先立ち国内法の整備を始めとする障がい者に関する制度改革を進めるべきとの意見が寄せられました。

これを受けて、障害者基本法の改正（2011年8月）、障害者総合支援法の成立（2012年6月）、障害者差別解消法の成立と障害者雇用促進法の改正（2013年6月）等、様々な制度改革が行われました。このように、条約の締結に先立って国内の障がい者制度を充実させたことについては、国内外から評価する声が聞かれています。

（４）日本の障害者権利条約の締結

2013年6月の障害者差別解消法の成立をもって、一通りの障がい者制度の充実がなされたことから、日本は条約の批准書を国連に寄託し、日本は141番目の締約国・機関となりました。

2 条約の主な内容

（１）障害者権利条約における障がいのとらえ方

従来の障がいのとらえ方は、障がいは病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障がいは主に社会によって作られた障がい者の社会への統合の問題で

あるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障がいをもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障がいがあることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。国連の議論においては、主に1980年代の様々な取組を通じて障がいに対する知識と理解が深まり、障がい者の医療や支援に対するニーズ（リハビリテーション等）と障がい者が直面する社会的障壁の双方に取り組む必要性が認識されるようになり、この条約もそうした認識に基づき作成されました。

（2）目的

この条約の目的は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」です。この条約では、障がい者には「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされています。

（3）平等・無差別と合理的配慮

条約の第2条（定義）では、障がい者の人権と基本的自由を確保するための「必要かつ適当な変更及び調整」であって、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」を「合理的配慮」と定義しています。これは、例えば車椅子用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で筆談や読み上げ等により理解を助けること等が当たります。そして、障がいに基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれます。また、第4条（一般的義務）では、締約国に障がい者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、第5条（平等及び無差別）では、障がいに基づくあらゆる差別を禁止することや、合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置をとることを求めています。この「合理的配慮の否定」を障がいに基づく差別に含めたことは、条約の特徴の一つとされています。

（4）意思決定過程における障がい当事者の関与

条約の第4条（一般的義務）では、締約国は障がい者に関する問題についての意思決定過程において、障がい者と緊密に協議し、障がい者を積極的に関与させるよう定めています。また、第35条（締約国による報告）では、条約に基づき設置されている「障害者の権利に関する委員会」に対する報告を作成するに当たり、先の第4条の規定に十分な考慮を払うこととされています。これらの規定には、いわゆる“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）の考え方を背景として、障がい当事者の声を重視するというこの条約の特徴が表れています。

（5）施設・サービス等の利用の容易さ

条約の第9条（施設及びサービス等の利用の容易さ）では、締約国は、障がい者が輸送機関、情報通信等の施設・サービスを利用する機会を有することを確保するため、適当な措置をとることを定めています。この措置には、施設・サービス等の利用の容易さに対する妨げ・障壁を特定し、撤廃することが含まれます。

（6）自立した生活・地域社会への包容

条約の第19条（自立した生活及び地域社会への包容）では、締約国は、全ての障がい者が

他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認め、障がい者が、この権利を完全に享受し、地域社会に完全に包容され、参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとることを定めています。

(7) 教育

条約の第24条(教育)では、締約国は教育についての障がい者の権利を認めることを定めています。障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の実現に当たり、障がいに基づいて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

(8) 雇用

条約の第27条(雇用及び労働)では、締約国は、障がい者が、障がいのない人と平等に労働に関する権利を有することを認め、その権利が実現されることを保障・促進することを定めています。特にあらゆる形態の雇用における、障がいに基づく差別の禁止や、職場での障がい者に対する「合理的配慮」の確保等のため、締約国が適当な措置をとることを定めています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） （内閣府リーフレットから抜粋）

1 障害者差別解消法とは

この法律は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

（１）概要

この法律では、主に次のことを定めています。

ア 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がい者を理由とする差別」を禁止すること。

イ 差別を解消するための取り組みについて、政府全体の方針を示す「基本方針」を作成すること。

ウ 行政機関等ごと、分野ごとに障がい者を理由とする差別の具体的内容を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

（２）障がい者を理由とする差別とは

障がい者を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁※aを取り除くために必要で合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別にあたります。

2 障害者差別解消法のポイント

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

	不当な差別的取扱い		障がい者への合理的配慮	
国の行政機関・地方公共団体等	禁止	不当な差別的取扱いが禁止されています。	法的義務	障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※b	禁止	不当な差別的取扱いが禁止されています。	努力義務	障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※a 社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるようなものを指し、①社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備など）、②制度（利用しにくい制度など）、③慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習・文化など）、④観念（障がいのある方への偏見など）などがあげられます。

※b 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

松本圏域障害福祉計画・障害児福祉計画 (長野県障がい者プラン 2018 から)

1 現 状

圏域内総人口(2017.4.1)		425,383人	
	身体障がい児・者数	18,407人	
	知的障がい児・者数	3,545人	
	精神障がい児・者数	3,998人	
	小児慢性特定疾患認定者数	478人	
	特定医療費等受給者数	3,339人	
	発達障がいと診断等を受けた児童生徒数(小・中学校)(2017.9.1)	1,373人	
小学校		53校	
中学校		36校	
特別支援学校		4校	
	在校生	2017年度	431人
	中学部卒業生(見込み)	2020年度	40人
	高等部卒業生(見込み)	2020年度	47人

障がい児・者数は手帳所持者

(2016年度実績)

障害福祉サービス給付(介護給付費及び訓練等給付費)	60億円
補装具費給付(交付及び修理)	7千4百万円
自立支援医療給付	4億7千万円

2 圏域の特性・施策の方向性等

地域生活を支援・充実するため、各市町村に設置・整備・確保を基本とする次の体制については、地域の連携や地域のバックアップ体制の推進等の観点から、圏域又は複数の市町村での対応を関係者と協議・検討します。

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 障がい児支援の提供体制の整備等

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値 (2020年度)
施設入所者の地域生活への移行者数	422人（2016年度末入所者数）	のうち11.8%	⇒50人移行
施設入所者の減少数	422人（2016年度末入所者数）	のうち3.1%	⇒13人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	41人（2016年度）	の1.6倍増	⇒66人移行
就労移行支援事業利用者数	71人（2016年度）	の6.5割増	⇒117人利用

目標項目	目標内容
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	56%
障がい者の地域生活の支援（地域生活支援拠点等整備）	2020年度に整備し、運用開始
就労定着支援事業による支援実施1年後の定着率	80%（2019・2020年度）
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	圏域及び市町村に設置
児童発達支援センターの設置	全市町村で利用できる体制整備
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	全市町村で利用できる体制整備
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	全市町村で利用できる体制整備
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	全市町村で利用できる体制整備
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	圏域を基本に設置（2018年度）

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

活動指標 注1 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込み)	2019 (見込み)	2020 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度包括支援	時間分	13,052	15,129	15,897	17,350
生活介護	人日分 注2	15,688	16,421	16,784	17,175
自立訓練(機能訓練)		48	58	78	98
自立訓練(生活訓練)		587	511	538	565
就労継続支援(A型)		1,799	1,773	1,874	1,976
就労継続支援(B型)		14,747	16,582	17,367	18,207
就労定着支援	人分	—	7	11	15
療養介護		75	77	78	79
短期入所(福祉型)	人日分 注2	762	909	907	1,030
短期入所(医療型)		133	139	153	167
自立生活援助	人分	—	4	8	11
共同生活援助		383	409	422	433
施設入所援助		418	418	415	411
計画相談支援		749	755	774	794
地域移行支援		4	11	15	19
地域定着支援		5	15	22	27
児童発達支援	人日分	800	998	1,056	1,116
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		2,839	4,029	4,171	4,312
保育所等訪問支援		3	8	11	14
居宅訪問型児童発達支援		—	15	28	51
福祉型障害児入所施設	人分	6	7	7	7
医療型障害児入所施設		29	26	26	26
障害児相談支援		100	140	152	162
医療的ケア児支援のための コーディネーター配置	人	—	0	0	4

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込み)	2019 (見込み)	2020 (見込み)
生活介護	事業所数	26	27	28	28
自立訓練（機能訓練）		0	1	1	1
自立訓練（生活訓練）		4	4	4	4
就労移行支援		11	11	11	11
就労継続支援（A型）		4	5	5	5
就労継続支援（B型）		49	49	49	49
就労定着支援		—	1	1	1
療養介護		2	2	2	2
短期入所（福祉型）		16	32	34	36
短期入所（医療型）		2	2	2	2
自立生活援助		—	1	1	1

基盤整備 サービス名	単位	2016 (実績)	2018 (見込み)	2019 (見込み)	2020 (見込み)
共同生活援助	住居数	62	64	66	68
施設入所支援	事業所数	9	9	9	9
特定相談支援		42	43	45	46
一般相談支援（地域移行）		8	8	8	8
一般相談支援（地域定着）		7	7	7	7
児童発達支援		10	10	10	10
医療型児童発達支援		0	0	0	0
放課後等デイサービス		25	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	事業所数	—	1	1	1
福祉型障害児入所施設		1	1	1	1
医療型障害児入所施設		1	1	1	1
障害児相談支援		35	38	39	40

注1 活動指標：市町村での支給決定量を基本とした1月あたりのサービス量

注2 人日分：1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量

計画策定の経過

2018. 4 上旬 計画策定に必要な資料収集
5. 11 計画策定支援業者と業務委託契約を締結
5. 23 中長期計画策定チーム（以下「策定チーム」という。）のメンバーを募集
6. 7～ 理事長、常務理事、事務局長、センター長、課長及び職員へのヒアリングを実施
8. 3 策定チーム第1回策定会議及びワークショップ
8. 23 先進地視察研修 社会福祉法人誠光会（群馬県渋川市）
8. 24 先進地視察研修 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（群馬県高崎市）
9. 14 策定チーム第2回策定会議及びワークショップ
パネルディスカッション「圏域の課題と社会福祉法人が果たす使命について」を実施
10. 3 策定チーム第3回策定会議及びワークショップ
11. 1 策定チーム第4回策定会議及びワークショップ
11. 2 法人全職員に対して策定状況を報告し、意見を募集
11. 30 策定チーム第5回策定会議及びワークショップ
12. 14 策定チーム第6回策定会議及びワークショップ
12. 18 支援課長会議において、計画素々案に対する提言を依頼
12. 25 施設長会議において、計画素々案に対する提言を依頼
法人職員に計画素々案に対する意見公募を実施
12. 26 庶務課長会議構成員に計画素々案に対する提言を依頼
2019. 1. 10 施設長会議及び課長会議構成員から提言書が提出
1. 20 計画素々案に対する職員の公募意見が提出
1. 25 策定チーム第7回策定会議及びワークショップ
1. 29 中長期計画検討会議（施設長会議）において、計画素々案を協議
1. 31 家族（保護者）会に計画素案に対する意見提出を依頼
2. 15 家族（保護者）会から意見が提出
2. 28 中長期計画検討会議（施設長会議）において、計画素案を協議
3. 15 理事会において、計画案を協議
3. 28 評議員会において、計画案を協議

中長期計画検討会議（施設長会議）名簿

役 職	氏 名
理事長	藤 牧 隆
常務理事	渡 辺 明
事務局長	清水 浩幸
地域サポートセンターセンター長	徳竹 佐企子
梓荘施設長	小出 充則
共立学舎施設長	藤井 卓哉
あい・アドバンス今井施設長	窪田 秀志
ささらの里施設長	三村 仁志
総務課総務係係長	新保 絵里
総務課総務係主任	上條 大地

中長期計画策定チーム名簿

所属（担当施設等）	役 職	氏 名	備 考
障害者相談支援センター中信（都波岐の杜）	主 任	平藤 祐嗣	
松本障害者雇用支援センター	支援員	今井 淑子	
梓 荘	主 任	松田 典子	サブリーダー
	支援員	押澤 利彦	
	支援員	関 隼 司	
	支援員	竹内 裕人	
共立学舎	主 任	太田 尚之	
	支援員	小林紀美子	
第2共立学舎	専門員	奥原 和彦	リーダー
	支援員	山崎 千枝	
あい・アドバンス今井	係 長	武田 浩明	
	支援員	森 瑞 代	
	支援員	百瀬 洋一郎	
ささらの里、こきりこささら及びみすぎの森	専門員	松澤 孝好	
	看護師	小須田いずみ	
	主 任	塩原 一樹	
	支援員	長峰 光代	
ささらの里	施設長	三村 仁志	オブザーバー
共立学舎	庶務課長	井ノ口 薫	オブザーバー
梓 荘	支援課長	山田 克美	オブザーバー

用語解説

※1 中信地域

中信地域は、長野県松本市、塩尻市、安曇野市、大田市、東筑摩郡、北安曇郡及び木曽郡を指し、当法人の設立に関わった市町村です。なお、計画における「地域」の表現は、政治、経済、文化等の全体社会の一部を構成する「地域社会」という意味で用いています。

※2 ガバナンス

ガバナンス(governance)は主に「統治」、「管理」、「支配」、などと和訳され、「権力ある地位にある者が組織をうまく取り仕切り良好な状態を保つ」という意味合いを含んでいます。ただし、上から下への一方的に支配というニュアンスよりは、組織や社会に所属する当事者たちが意思決定に携わる「自治」のニュアンスが強いものです。

※3 イコールフットィング論

かつて社会福祉事業は、行政と社会福祉法人によってのみ実施されていましたが、介護保険制度に見られるように、増大する社会福祉ニーズに対応するために株式会社を含む民間事業者への門戸は今や大きく開かれています。

一方で、特別養護老人ホーム、保育所等の施設運営は依然として社会福祉法人に限定されており、同じ在宅介護サービスを提供しているにもかかわらず、社会福祉法人には施設整備補助金が出たり、法人税が非課税という特別な対策がありました。民間事業者への平等な事業参入を求める「イコールフットィング論」はこれらの背景から急激に強まったものです。

※4 社会福祉法人制度改革

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、③介護人材の確保を推進するための措置、④社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し措置が講じられたものです。

1 社会福祉法人制度改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置(小規模法人について評議員定数の経過措置)、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等

(2) 事業運営の透明性の向上

財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等

(3) 財務規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉残額の社会福祉事業等への計画的な再投資)

ア 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止等

イ 「社会福祉充実残額(再投下財産額)」(純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した額)の明確化

ウ 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携等

2 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入等

※5 地域における公益的な取組

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（社会福祉法第24条第2項に定められています。）

※6 セーフティネット（セーフティーネット）

セーフティネット（safety net）は、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み（社会保障の一種）のことです。

社会福祉法人においては、利用者への安定した福祉サービスの提供やセーフティネット等の取組みのため、安定的及び継続的な経営基盤が重要な課題であり、そのためには財務の中長期、短期の健全性を確保することが重要であるとされています。

※7 支援費制度

支援費制度は、平成15年（2003年）4月に導入され、従来の「措置制度」から大きく転換されたものです。措置制度は、行政がサービスの利用先や内容などを決めていましたが、支援費制度では障がいのある方の自己決定に基づきサービスの利用ができるようになりました。しかし、導入後には、サービス利用者数の増大や財源問題、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）間の格差、サービス水準の地域間格差など、新たな課題が生じてきました。これらの課題を解消するため、平成17年（2005年）11月に「障害者自立支援法」が公布されました。新しい法律では、これまで障がい種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化するとともに、障がいの状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」（現在は「障害支援区分」という）が導入され、支給決定のプロセスの明確化・透明化が図られました。また、安定的な財源確保のために、国が費用の2分の1を義務的に負担する仕組みや、サービス量に応じた定率の利用者負担（応益負担）が導入されました。同制度については施行後も検討が行われ、特に利用者負担については、軽減策が講じられてきました。そして、平成22年（2010年）の法律改正では、利用者負担が抜本的に見直され、これまでの利用量に応じた1割を上限とした定率負担から、負担能力に応じたもの（応能負担）になり、平成24年（2012年）4月から実施されています。平成24年（2012年）6月には「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が公布され、この法律により平成25年（2013年）4月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障がい者の範囲に難病等が追加されるほか、障がい者に対する支援の拡充などの改正が行われました。

※8 長野県障がい者プラン2018

長野県は、「障がいのある人もない人も、お互いに個性を尊重し、支え合いながら、一人ひとりが地

域社会の一員として『居場所と出番』を見出すことができる社会」の実現を基本理念に掲げた「長野県障害者プラン2012」(平成24年3月)を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

平成30年度からは、長野県における障がいのある方の状況に的確に対応するため、「長野県障がい者プラン2018」を策定し、「全ての県民が理解を深め支え合う『心のバリアフリー』を推進」、「地域で安心して暮らせる自立生活への支援」、「生きがいのある、充実した生活を送ることができる社会づくりの推進」を基本的視点として、今後、6年間に取り組むべき障がい福祉施策の方向性を示しています。

※9 共生社会

共生社会は、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のことです。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。(文部科学省)

厚生労働省は、「地域共生社会」の実現に向けた今後の改革の骨格を以下のとおり示しています。

①地域課題の解決力の強化

生活に身近な地域において、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う取組を育んでいきます。

これにより、我が国に暮らす国民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していきます。

②地域丸ごとのつながりの強化

耕作放棄地の再生や森林などの環境の保全、空き家の利活用、商店街の活性化など、地域社会が抱える様々な課題は、高齢者や障がい者、生活困窮者などの就労や社会参加の機会を提供する資源でもあります。

社会・経済活動の基盤でもある地域において、社会保障・産業などの領域を超えてつながり、人々の多様なニーズに応えると同時に、資源の有効活用や活性化を実現するという「循環」を生み出していくことで、人々の暮らしと地域社会の双方を支えていきます。

③地域を基盤とする包括的支援の強化

地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現していきます。

④専門人材の機能強化・最大活用

住民とともに地域をつくり、また、人々の多様なニーズを把握し、地域生活の中で本人に寄り添って支援をしていく観点から、専門性の確保に配慮しつつ養成課程のあり方を見直すことで、保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材を養成していきます。

※10 地域生活移行

地域移行は、住まいを施設や病院から単に元の家庭に戻すことではなく、障がい者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味しています。すべての障がい者は、地域で暮らす権利を有し、障がいの程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となります。

※11 PDCA(サイクル)

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する取組みのことを指します。

※ 12 意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように「可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援」し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には最後の手段として、本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為（仕組み）です。

※ 13 エンパワメント

エンパワメントは、個人や集団が自分の人生の主人公となれるように力をつけて、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくものです。この概念の根底にあるのは、能力や権限は訓練や指導によって後から付加されるものではなく、本人が本来持っている力が社会的制約によって発揮されていなかった場合、本人が力を発揮できるようにするために、あらゆる社会資源を再検討し、条件整備を行っていく必要があります。

ささらの里においては、利用者が自身の生活に関心を持ち、主体的に考え暮らせるようテーマを設定し、福祉サービス、健康、食事、外出計画、地域資源の活用など、利用者自ら情報を集め体験できる活動（エンパワメント活動）を実施しています。

※ 14 成年後見制度

成年後見制度は、ノーマライゼーション及び自己決定の尊重の理念のもと、障がい者等本人の財産と権利を守るために平成12年（2000年）の介護保険制度とともにスタートしました。

成年後見は「判断能力が不十分な人」を守る制度です。判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

法定後見制度は、既に判断能力が不十分な時に、申立により家庭裁判所によって選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を法的に支援する制度です。

任意後見制度は、将来、判断能力が不十分となった時に備えるための制度です。ご本人が元気で判断能力があるうちに、将来、自らの判断能力が低下した場合に備え、任意後見人を選び、公正証書で任意後見契約を結んでおくものです。

法定後見には後見、保佐、補助の3つがあります。類型により、後見人等に与えられる権限や職務の範囲が異なります。

※ 15 合理的配慮

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づいて、障がいのある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としている旨の意思が伝えられたとき、役所または事業所は、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者は努力義務）が求められているものです。

※ 16 グループホーム（共同生活援助）

グループホームは、病気や障がいなどで生活に困難を抱えた人たちが、専門のスタッフ等の援助を受けながら、小人数または一般の住宅で生活する社会的な介護の形態です。共同生活を営む住居において、主に夜間に相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うものです。

※ 17 利用定員

利用定員は、各種福祉サービスの指定基準に基づく利用者の定員を定めるものです。介護給付費等収入の算定基準になるもので、例えば、生活介護の利用定員は20人以上と定められ、21人～40人、

41人～60人、61人～80人、81人以上に分かれ、それぞれ1～6の区分に応じて生活介護サービスの単価が設定されています。

※ 18 ターミナルケア

ターミナルケア（終末期医療）は、医学的または生物的に延命することが不可能であり、延命治療は行わずに病気や障がいからの回復、病気や障がいの進行の遅延、心身の機能の維持を目的とするものです。終末期の患者に対して、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和または軽減することによって、人生の質、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）を維持及び向上することを目的として、医療的処置（緩和医療）に加え、精神的側面を重視した総合的な措置をとるものです。

※ 19 療養介護

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を事業所等が行うものです。

※ 20 重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。このサービスでは、様々なサービスを組み合わせて手厚く提供することにより、たとえ最重度の障がいのある方でも安心して地域での生活が続けられるよう支援するものです。

※ 21 行動援護

行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。

障がいの特性を理解した専門のヘルパーがこれらのサービスを行い、知的障がいや精神障がいのある方の社会参加と地域生活を支援します。

※ 22 強度行動障がい

強度行動障がいとは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを指します。

適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた強度行動障がいに関する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが求められています。

※ 23 松本障害保健福祉圏域自立支援協議会

松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の5村（山形村、朝日村、生坂村、麻績村及び筑北村）の8市村で構成され、相談支援事業など地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置されました。

協議会では、当事者会、家族会、行政、保健、教育、労働などの機関、医療機関、福祉サービス事業者、相談支援事業者などさまざまな機関が集まりネットワーク構築及び情報共有や課題を話し合い、地域一丸となって課題解決へ向けて協働しています。当法人は、この松本障害保健福祉圏域自立支援協議会の

事務局業務を受託しています。

※ 24 地域生活支援拠点整備事業

地域生活支援拠点は、厚生労働省が推進している事業で、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的としています。地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を推進していくものです。

※ 25 地域定着支援事業

単身等で生活する障がいのある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に緊急訪問や相談などの必要な支援を行うものです。

このサービスでは、入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活の継続を目指すものです。

※ 26 ホームヘルプ事業（訪問介護・居宅介護）

ホームヘルパー（訪問介護員等）が利用者の居宅（自宅）を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービスです。

※ 27 キャリアパス

企業などにおいて、社員がある職位に就くまでに辿ることとなる経験や順序を示すものです。個人の視点からは、将来自分が目指す職層を踏まえたうえでどのような形で経験を積んでいくかという順序や計画を明確にするものです。当法人においては、就業規則に定められています。

※ 28 チューター制度

福祉の現場において、新人職員に指導役となる入職1年目や2年目の先輩職員を付けるものです。新人職員は、誰に聞けばいいかで悩むことや答えがバラバラになることもありません。また新人職員がチューターの先輩を糸口に、職場の先輩たちとうち解けていくきっかけにもなります。一方で、少し仕事に慣れてきた入職1年目、2年目の職員は、チューターを任せ新人に教えることによって、自分の介護への意識や技術の見直すことができるものです。

※ 29 日中サービス支援型共同生活援助

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）は、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された新たな類型の共同生活援助です。短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障がい者（日によって利用することができない障がい者を含む。）ですが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限は設けていません。

※ 30 放課後等デイサービス事業

放課後や長期休暇中の障がい児をサポートするサービスです。学校通学中の障がい児が放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うものです。

※ 31 同行援護

移動に著しい困難を有する視覚障がいのある方が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、本人が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

単に利用者が行きたいところに同行するだけではなく、外出先での情報提供や代読・代筆などの役割を担い、視覚障がいのある方の社会参加や地域生活においてなくてはならないサービスです。

※ 32 レスパイトサービス

レスパイトには息抜きという意味があります。介護を要する高齢者や障がい者を一時的に預かって、家族の負担を軽くする援助サービスのことです。

※ 33 マクロレベル

ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）における、個人的な対応から地域環境をつくり制度を変えていくなど、ミクロからマクロへ（ミクロレベル＜メソレベル＜マクロレベル）の連続した取組みの考え方です。

ミクロレベルの介入は個人のもつ生活問題への支援、小規模のグループ等への介入や支援などを指し、メソレベルの介入は、ある程度大規模のグループ、地域社会等に関する介入です。マクロレベルの介入は、自治体等への働きかけ、政策立案、実施、評価などを指します。

